

第6章 相続

第1節 本章で学ぶ内容

第6章では相続について学習します。具体的には、相続人の決定方法や相続税の計算方法、その他にも贈与税の計算方法や財産の評価方法などについて学びます。

第2節 相続総論

相続とは、死亡した人の財産を残された人が承継することです。なお、死亡した人の財産には、資産だけでなく負債も含まれます。また、死亡した人のことを被相続人といい、残された人のことを相続人といいます。

1. 相続人の決定方法

民法では、相続人の範囲を被相続人の配偶者と一定の血族に限定しています。これらの人たちを法定相続人といいます。そのうち、被相続人の配偶者は、常に相続人となります。そして、被相続人と一定の血族関係にある相続人に関しては、優先順位が定められています。なお、被相続人と一定の血族関係にある相続人のことを血族相続人といいます。

血族相続人のうち、優先順位第1順位が子、第2順位が直系尊属(父母、祖父母など)、第3順位が兄弟姉妹です。血族相続人は、上位順位がない場合に限って、下位の血族相続人が相続人となります。

〈参考リンク〉 [相続人の範囲\(サイトの前半部分\)](#) [\[国税庁\]](#)

(1) 子の種類

子には、血のつながりのある子すなわち実子の他に、養子、非嫡出子、胎児も含まれます。

養子とは、養子縁組によって子となった者です。養子には、普通養子と特別養子があります。普通養子とは、養子が実父母との親子関係を存続したまま、養父母との親子関係をつくるという縁組における養子のことです。この場合、養子は実父母と養父母の両方の相続人となります。一方、特別養子とは、養子が実父母との親子関係を断ち切り、養父母との親子関係をつくるという縁組における養子のことです。この場合、養子は養父母のみの相続人となります。

非嫡出子とは、正式な婚姻関係のない人との間に生まれた子のことです。非嫡出子も実子に含まれますが、被相続人が男性の場合、認知が必要です。

胎児とは、まだ生まれていないお腹の中の赤ちゃんのことです。相続人となりうる胎児は、被相続人の死亡時に生まれていない子ということになります。ただし、死産の場合は、相続人になりません。

なお、実子であろうが養子であろうが、嫡出子であろうが非嫡出子であろうが、相続上は同順位です。

(2) 相続人になれない人

相続人の地位にある人でも、相続人になれない場合があります。それは、相続開始以前にすでに死亡している人、欠格事由に該当する人、相続人から廃除された人、相続を放棄した人です。

欠格事由に該当する人とは、被相続人を殺害したり、詐欺や強迫によって遺言状を書かせたりした人のことです。

相続人から廃除された人とは、被相続人に対して著しい非行があった場合に、被相続人が家庭裁判所に申し立てることにより、その相続人の相続権をなくすことです。

(3) 代襲相続

代襲相続とは、相続の開始時に、相続人となることができる人がすでに死亡などによって、相続権がなくなっている場合に、その人の子が代わりに相続することです。なお、子の場合は、再代襲、再々代襲がありますが、兄弟姉妹が死亡している場合は、兄弟姉妹の子つまり被相続人の甥、姪までしか代襲相続は認められていません。また、直系尊属すなわち父や母については、代襲相続は生じません。

2. 相続分

相続分とは、複数の相続人がいる場合において、各相続人が遺産を相続する割合のことです。相続分には、指定相続分と法定相続分があります。

(1) 指定相続分

指定相続分とは、被相続人が遺言で各相続人の相続分を指定した場合の相続分のことです。なお、指定相続分が法定相続分より優先されることになっています。

(2) 法定相続分

法定相続分とは、民法で定められた各相続人の相続分のことです。法定相続分は、以下のように定められています。

① 相続人が配偶者のみの場合

配偶者がすべて相続するとされています。

② 相続人が配偶者と子の場合

配偶者が $1/2$ 、子が $1/2$ とされています。なお、子が複数いる場合は、相続分を均分することになっています。

③ 相続人が配偶者と直系尊属の場合

配偶者が $2/3$ 、直系尊属が $1/3$ とされています。直系尊属すなわち父と母がともにいる場合は、相続分を父と母で均分することになっています。

④ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合

配偶者が $3/4$ 、兄弟姉妹 $1/4$ とされています。兄弟姉妹が複数いる場合は、兄弟姉妹の人数で均分することになっています。

なお、配偶者がいない場合は、各順位内で均分相続します。

〈参考リンク〉 [法定相続分\(サイトの後半部分\)【国税庁】](#)

3. 相続の承認と放棄

相続人は、被相続人の財産を相続するかどうかを選択することができますが、選択の種類として、単純承認、限定承認、放棄があります。

(1) 単純承認

単純承認とは、被相続人の財産、すなわち、資産も負債もすべて承継することです。民法上の原則は、単純承認です。相続人は、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に、単純承認か限定承認か放棄のいずれかの意思表示をしなければなりません。意思表示がなかった場合は、単純承認したものとみなされます。

(2) 限定承認

限定承認とは、被相続人の資産の限度内で、負債を承継することです。限定承認は、どうしても受け継ぎたい特定の財産がある場合などに利用されます。限定承認は、相続人が複数いる場合は、全員が共同で行わなければなりません。なお、限定承認をする場合は、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に、家庭裁判所に財産目録を提出して、限定承認する旨を申し出る必要があります。

(3) 放棄

放棄とは、相続を放棄すること、すなわち、被相続人の資産も負債もすべて承継しないことです。この場合、その相続人ははじめから相続人でなかったものとみなされるので、代襲相続されることはなく、相続分は放棄者を除外して算定されることとなります。なお、放棄をする場合は、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申し出る必要があります。

4. 遺産分割

遺産分割とは、相続開始時に相続財産をすべての相続人で共有していたものを、一定の手続きに従い、具体的に相続財産を相続人で分けることです。

(1) 遺産分割の種類

遺産分割の種類には、指定分割と協議分割があります。

① 指定分割

指定分割とは、被相続人が遺言で相続財産の分割を決める方法です。あるいは、分割を決めることを第三者に委託することです。この指定分割が最優先されることとされています。

② 協議分割

協議分割とは、全相続人の協議によって、相続財産を分割する方法です。協議分割では、法定相続分を参考にすることになりますが、あくまでも相続人の意思に従った分割なので、法定相続分どおりに分割を行う必要はありません。

もし、協議がうまくまとまらなかった場合は、家庭裁判所に対して分割請求を行ったうえで、家庭裁判所の調停により分割が行われることとなります。

(2) 遺産分割の方法

遺産分割の方法には、現物分割、換価分割、代償分割があります。

① 現物分割

現物分割とは、遺産を現物のまま分割する方法です。

② 換価分割

換価分割とは、遺産の全部または一部をお金に換えて、そのお金を分割する方法です。

③ 代償分割

ある相続人が遺産を現物で取得して、他の相続人に自分の現金などの財産で支払う方法です。

(3) 配偶者居住権

被相続人の配偶者（内縁関係は含まない）は、相続開始時に被相続人の財産である建物に居住していた場合、原則として、その居住していた建物を無償で使用する権利があります。これを配偶者居住権といいます。なお、配偶者居住権は登記が必要です。

被相続人が居住していた自宅建物が、配偶者を含めて遺産分割の対象となる場合、被相続人の配偶者は、相続発生後6ヵ月または遺産分割が確定するまでのいずれか遅いほうの時まで、当該建物に居住する権利を有しますが、これを配偶者短期居住権といいます。

5. 遺言

遺言とは、生きているうちに自分の意思を表示しておくことです。遺言でできることは限られており、非嫡出子の認知、相続人の廃除とその取消し、相続分の指定、遺産分割方法の指定または禁止、遺贈などです。

遺言は、満 15 歳以上であれば誰でも行うことができます。また、いつでも全部または一部を変更することができ、死後に遺言書が複数出てきた場合は、作成日の新しい方が有効とされています。

なお、遺言の種類には、普通方式と特別方式があります。普通方式はさらに、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の 3 つがあります。

(1) 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者が遺言の全文、日付および氏名を自書し、これに押印する方式のことです。自筆証書遺言は、自書すなわち自ら書かなければならないので、財産目録以外をパソコン等で作成したものは無効となります。財産目録については、ページごとに署名押印することによりパソコン等での作成が認められます。この方法の長所は、秘密保持が可能であり、手続きが簡単である点です。それに対して短所は、内容が不明確になったり、紛失、偽造、変造等の危険がある点です。2020年7月以降は、原本を法務局に保管することが可能となりました(自筆証書遺言書保管制度)。

〈参考リンク〉 [自筆証書遺言書保管制度〔法務省〕](#)

(2) 公正証書遺言

公正証書遺言とは、遺言者が口述し、公証人がそれを筆記して作成する方式です。公正証書遺言は、証人 2 人以上の立会いが必要となり、公証役場に保管されます。この方法の長所は、内容が明確であり、紛失、偽造、変造等の危険がないので、最も確実な遺言方法であるといえる点です。それに対して短所は、秘密が漏れる危険があったり、公証人に作成してもらうので、費用がかかってしまう点です。

(3) 秘密証書遺言

秘密証書遺言とは、遺言者が遺言書に署名押印したあとに封印し、公証人および証人2人以上に対し、自分の遺言である旨などを申述し、関係者が署名押印する方法です。この方法は、自筆証書遺言と公正証書遺言の中間的な方法といえます。

なお、遺言書の保管者や遺言書を発見した相続人は、相続開始を知ったあと、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、検認を受けなければなりません。検認とは、遺言書の偽造や変造を防止し、遺言書を確実に保全するための証拠保全手続きのことです。ただし、偽造等の恐れのない公正証書による遺言は検認の必要がありません。

6. 遺贈と遺留分

遺贈とは、遺言によって財産を処分することです。財産を与える人を遺贈者、財産を与えられた人を受遺者といいます。遺贈の特徴は、相続と異なり、誰でもが受遺者になれる点です。しかしながら、もし遺贈者(被相続人)が家族以外の第3者を受遺者とし、全ての財産を受遺者に遺贈してしまうと、残された家族が生活できなくなってしまう恐れがあります。それを防ぐために遺留分があります。遺留分とは、法定相続人が最小限の遺産を受けることができる権利のことです。

(1) 遺留分権利者と遺留分割合

遺留分権利者とは、遺留分を請求する権利がある人のことです。遺留分権利者となりうるのは、配偶者、子、直系尊属であって、兄弟姉妹は遺留分権利者に含まれません。

遺留分の割合は遺産の1/2ですが、もし、相続人が直系尊属のみの場合は遺産の1/3となります。

(2) 遺留分減殺請求権

遺留分減殺請求権とは、遺留分が侵害された遺留分権利者が、遺留分を取り戻すことが出来る権利のことです。遺留分権利者が遺留分の請求を行った場合、その財産は共有財産とならず、遺留分侵害額に相当する金銭での請求となります。ただし、遺留分減殺請求権には期間の制限があります。すなわち、遺留分権利者は、相続の開始および遺留分の侵害を知った日から1年、または、相続の開始を知らなかった場合は、相続の開始から10年以内に遺留分減殺請求を行わなければならないとされています。

7. 成年後見制度

成年後見制度とは、知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分である人が不利益を被らないように保護、支援するための制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があり、さらに法定後見制度には、後見、保佐、補助の3つがあります。

(1) 法定後見制度

法定後見制度とは、民法の規定にもとづく成年後見制度のことです。法定後見制度は、精神上の障害の程度に応じて、後見、保佐、補助の3種類に分けられます。

① 後見

精神上の障害によって、判断能力を欠く常況にある人を保護する制度です。

② 保佐

精神上の障害によって、判断能力が特に不十分という人を保護する制度です。

③ 補助

軽い精神上の障害によって、判断能力が不十分という人を保護する制度です。

(2) 任意後見制度

任意後見制度とは、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、本人が判断能力のあるうちに、任意後見人を選任する制度です。

〈参考リンク〉 [成年後見制度〔法務省〕](#)

第3節 相続税

相続税とは、相続や遺贈によって、財産を取得した場合にかかる税金のことです。相続税の計算の流れは、1. 各人の課税価格を計算する、2. 相続税の総額を計算する、3. 各人の納付税額を計算する、となっています。

1. 各人の課税価格の計算

各人の課税価格は、以下の公式で計算を行います。

課税価格＝本来の相続財産＋みなし相続財産＋相続時精算課税制度による贈与財産

＋生前贈与加算－非課税財産－債務・葬式費用

(1) 本来の相続財産

本来の相続財産とは、被相続人が生前に所有していた預貯金、株式、土地、建物などの財産であり、金銭で換算できる経済的価値のある財産のことです。

(2) みなし相続財産

みなし相続財産とは、生命保険金や死亡退職金のように、本来は相続財産ではないものの、被相続人の死亡を原因として、相続人が受取った財産のことです。なお、みなし相続財産となる死亡退職金は、被相続人の死亡によって支給される退職金で、被相続人の死後3年以内に支給額が確定したものです。

(3) 相続時精算課税制度による贈与財産

相続時精算課税制度とは、生前に被相続人の親から子に財産を贈与したとき、贈与税を軽減し、その代わりに相続のときに贈与された財産を相続財産に加算するという制度です。この場合、相続財産として加算される金額は、贈与時の価額となります。

〈参考リンク〉 [相続時精算課税制度〔国税庁〕](#)

(4) 生前贈与加算

生前贈与加算とは、相続人が被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた場合に、その贈与財産は相続財産として加算されるというものです。この場合、相続財産として加算される金額は、贈与時の価額となります。なお、贈与時に支払った贈与税は、相続税の計算において、贈与税額控除として控除の対象となります。

〈参考リンク〉 [贈与財産の加算〔国税庁〕](#)

(5) 非課税財産

相続税の計算において、課税の対象とならないものとして、墓地、墓石、祭具、仏壇、仏具などがあります。また、生命保険金、死亡退職金、弔慰金のうち一定額についても非課税となっています。

① 生命保険金、死亡退職金のうち非課税額

生命保険金や死亡退職金のうち非課税となる金額は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{非課税限度額} = 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

なお、この式の法定相続人の数というのは、次のように計算を行うことになっています。まず、相続の放棄があった場合、放棄がなかったものとして法定相続人の数に算入します。また、養子がいる場合は、被相続人に実子がいれば、法定相続人の数に算入できる養子の数は1人まで、被相続人に実子がなければ、法定相続人の数に算入できる養子の数は2人までとなっています。このような規定となっているのは、法定相続人の数を操作することを防ぐためです。

各人の非課税金額は、上記の非課税限度額を以下の公式で按分計算を行います。

$$\text{各人の非課税金額} = \text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人が受取った死亡保険金等}}{\text{全相続人が受取った死亡保険金等}}$$

〈参考リンク〉 [相続税の課税対象になる死亡保険金〔国税庁〕](#)

② 弔慰金のうち非課税額

弔慰金とは、遺族を慰めるために会社が贈る金銭のことです。弔慰金のうち非課税となる金額は、その死亡が業務上の死亡によるものか、業務外の死亡によるものかで、計算が異なります。

【業務上の死亡の場合】

$$\text{非課税限度額} = \text{死亡時の普通給与} \times 36 \text{ ヶ月分}$$

【業務外の死亡の場合】

$$\text{非課税限度額} = \text{死亡時の普通給与} \times 6 \text{ ヶ月}$$

〈参考リンク〉 [弔慰金を受け取ったときの取扱い〔国税庁〕](#)

(6) 債務、葬式費用

被相続人の債務も引き継いだ場合は、これを課税価格から控除することができます。また、葬式費用を負担した場合も、これを課税価格から控除することができます。ただし、債務については、借入金、未払いの医療費、未払いの税金などは控除できませんが、生前に購入した墓地等の未払金などは控除できません。また、葬式費用のうち、通夜、告別式、火葬、納骨費用については控除することができますが、香典返戻費用、初七日等の法要費用は控除することはできないとされています。

〈参考リンク〉 [相続財産から控除できる葬式費用〔国税庁〕](#)

2. 相続税の総額を計算

相続税の計算の流れの2番目は、相続税の総額を計算することです。ここでは、各人の課税価格の合計額から、遺産に係る基礎控除額を差引いて課税遺産総額を計算します。そして、課税遺産総額を再度、法定相続分で各人に按分して、各人の仮の相続税額を計算し、これを合算して相続税の総額を計算します。

(1) 遺産に係る基礎控除額

遺産に係る基礎控除額は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

(2) 相続税の税率

課税遺産総額を法定相続分で取得したと仮定して、各人の仮の相続税額を計算し、これを合算して相続税の総額を計算します。相続税の税率は、以下のようになっています。

法定相続分に応じた取得金額(A)		税率(B)	控除額(C)
1,000万円以下		10%	—
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

$$\text{税額} = A \times B - C$$

3. 各人の納付税額を計算

相続税の計算の流れの最後は、各人の納付税額を計算することです。先ほど計算した相続税の総額に、実際に各人が受取った課税価格の割合を掛けて、各人の算出税額を計算します。式で示すと、以下のようになります。

$$\text{各人の算出税額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}}$$

(1) 相続税額の2割加算

被相続人の配偶者や子、父母など1親等の血族以外の方が、相続または遺贈によって財産を取得した場合は、算出税額の2割が加算されることとなっています。なお、代襲相続人である孫は2割加算の対象にはなりません。

〈参考リンク〉 [相続税額の2割加算〔国税庁〕](#)

(2) 税額控除

相続税の税額控除には、贈与税額控除、配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除などがあります。

配偶者の税額軽減とは、配偶者の取得した財産が1億6,000万円以下または配偶者の法定相続分相当額以下の場合には、相続税がかからないというものです。

〈参考リンク〉 [配偶者の税額軽減〔国税庁〕](#)

4. 相続税の申告と納付

(1) 相続税の申告

相続税における申告書の提出義務者は、相続や遺贈によって財産を取得した人です。相続財産が基礎控除以下の場合、申告は不要とされています。ただし、配偶者の税額軽減などを受ける場合には、納付税額が0円であっても申告をしなければならないとされています。

申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内です。ただし、一定期間内に分割協議がととのわなかった場合は、法定相続分で相続があったものとみなして申告しなければなりません。

申告書の提出先は、被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長です。

〈参考リンク〉 [相続税の申告手続〔国税庁〕](#)

(2) 相続税の納付

税金の納付は、納期限までに金銭で一括納付が原則ですが、相続税に関しては、延納や物納が認められています。

① 延納

延納とは、相続税の全部または一部を年払いで分割して納付する方法です。延納を行うためには、金銭一括納付が困難であること、納付すべき相続税額が10万円を超えていること、申告期限までに延納申請書を提出すること、担保を提供すること、といった要件を満たす必要があります。

〈参考リンク〉 [相続税の延納〔国税庁〕](#)

② 物納

物納とは、相続財産によって相続税を納付する方法です。物納を行うためには、延納によっても金銭納付が困難であること、申告期限までに物納申請書を提出すること、といった要件を満たす必要があります。

また、物納は国内にある財産に限られ、物納するものの順位が定められています。第1順位が国債、地方債、不動産、船舶、第2順位が社債、株式、証券投資信託の受益証券、第3順位が動産、となっています。

なお、原則として延納から物納への変更はできませんが、申告期限から10年以内で、延納による納付が困難になった場合には、延納から物納に変更することができます。

〈参考リンク〉 [相続税の物納〔国税庁〕](#)

第4節 贈与税

贈与とは、生存している個人から財産をもらう契約のことであり、贈与税は、贈与により財産を取得した人に課される税金のことです。

1. 贈与の形態

贈与の形態には、通常の贈与、定期贈与、負担付贈与、死因贈与があります。

(1) 通常の贈与

通常の贈与とは、贈与の都度、贈与契約を結ぶことです。

(2) 定期贈与

定期贈与とは、定期的に一定額を贈与する契約です。

(3) 負担付贈与

贈与を受けた人に一定の義務を負わせる契約です。

(4) 死因贈与

贈与者の死亡によって実現する贈与契約のことです。ただし、死因贈与は、贈与税ではなく、相続税の課税対象となります。

2. 贈与税の計算

贈与税の課税対象期間は1月1日から12月31日までの暦年の1年間です。贈与税の計算においては、課税価格を計算し、その後、課税価格にもとづいて贈与税の計算を行います。課税価格は以下の公式で計算を行います。

$$\text{課税価格} = \text{本来の贈与財産} + \text{みなし贈与財産} - \text{非課税財産}$$

また、贈与税額は、以下の公式で計算を行います。

$$\text{贈与税額} = (\text{課税価格} - 110 \text{ 万円}) \times \text{税率}$$

(1) 本来の贈与財産

本来の贈与財産とは、贈与によって取得した預貯金、株式、土地、建物などの財産であり、金銭で換算できる経済的価値のある財産のことです。

(2) みなし贈与財産

みなし贈与財産とは、生命保険金のような、本来は贈与財産ではありませんが、贈与を受けたのと同じ効果がある財産のことです。みなし贈与財産には、生命保険金等、定額譲受、債務免除などがあります。

① 生命保険金等

生命保険金等とは、保険料の負担者ではない人が受取った生命保険の保険金のことです。

② 定額譲受

定額譲受とは、時価に比べて著しく低い価額で財産を譲り受けた場合の時価と実際に支払った金額との差額です。

③ 債務免除

債務免除とは、借金をしている人が、その借金を免除してもらった際の金額のことです。

(3) 非課税財産

非課税となるものには、扶養義務者から受取った生活費や教育費のうち、通常必要と認められる金額、社会通念上、必要と認められる祝い金、香典、見舞い金、法人から贈与された財産、相続開始年に被相続人から受取った贈与財産、などがあります。

なお、法人から贈与された財産は、所得税の課税対象となります。

(4) 贈与税の基礎控除

贈与税の基礎控除額は、年間 110 万円です。

(5) 贈与税の税率

贈与税の税率は、以下の表のとおりです。なお、暦年課税の場合で、直系尊属（父母、祖父母など）から贈与により財産を取得した受贈者で、財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者（2022 年 4 月以降は 18 歳以上）は、特例税率を適用することができます。

一般贈与財産用（一般税率）

基礎控除後の課税価格(A)	税率(B)	控除額(C)
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

税額=A×B-C

特例贈与財産用（特例税率）

基礎控除後の課税価格(A)	税率(B)	控除額(C)
200万円以下	10%	—
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

税額=A×B-C

3. 贈与税の特例

贈与税の特例として、贈与税の配偶者控除、相続時精算課税制度、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、があります。

(1) 贈与税の配偶者控除

贈与税の配偶者控除とは、婚姻期間が20年以上の配偶者から居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与があった場合、基礎控除とは別に2,000万円までは贈与税がかからないという特例です。

この特例を受けるための主な要件は、婚姻期間が20年以上であること、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住を開始し、その後も引き続き居住し続ける見込であること、です。

なお、この特例は、同じ配偶者間では一生に1回のみ適用することができます。また、この特例を受けるためには、贈与税額がゼロの場合でも、贈与税の申告書の提出が必要です。

〈参考リンク〉 [夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除〔国税庁〕](#)

(2) 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、贈与時に贈与税を軽減し、その後の相続時に贈与分と相続分を合算して、相続税を計算する制度のことです。この制度の目的は、親世代が持っている財産を早めに子世代に移転することができるようにすることです。具体的には、贈与時に贈与税を2,500万円までは非課税とし、非課税枠を超える分の贈与税は一律20%で計算を行うというものです。

この制度の適用対象者は、贈与者が満60歳以上の父母または祖父母であり、受贈者が満20歳以上（2022年4月以降は18歳以上）の推定相続人である子または孫となっています。子には、代襲相続人や養子も含まれています。ただし、住宅取得資金の贈与を受ける場合には、贈与者である親の年齢は関係がなくなります。

この制度の適用を受けるためには、最初に贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、「相続時精算課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

なおこの制度は、あくまでも選択適用となっているので、この制度の適用を受けずに通常の贈与税として納付することもできます。この制度を選択した場合は、通常の贈与税の基礎控除110万円の適用を受けることはできません。

その他に、贈与財産の種類や回数に制限はない、贈与者ごとにこの制度を使うか否かを決めることができる、相続時に課税価格として加算される金額は贈与時の価額である、などの特徴もあります。

(3) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度とは、20歳以上の人が父母や祖父母といった直系尊属から、一定の住宅を取得するための資金を取得した場合には、取得した金額のうち一定額が非課税となる制度です。

この制度の適用対象者は、贈与者が父母、祖父母などの直系尊属、受贈者が満20歳以上で、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の人とされています。

適用住宅は、取得した住宅用家屋の床面積が50㎡以上240㎡以下であり、非課税限度額は契約時期が2020年4月から2021年3月の場合、消費税等の税率が10%である物件で、省エネ・耐震性の住宅が1,500万円、それ以外の住宅が1,000万円となっています。

この制度は、通常の贈与税の申告と相続時精算課税制度のいずれかと併用して適用することができ、受贈者1人につき、1回だけ使える制度です。

〈参考リンク〉 [直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税〔国税庁〕](#)

(4) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置とは、父母や祖父母などの直系尊属が一定の要件を満たす受贈者に対して、教育資金にあてるために金銭を贈与し、受贈者名義の口座の金融機関に預入等した場合には、一定額の贈与税が非課税となるものであり、対象期間は2013年4月1日から2021年3月31日までとなっています。

この非課税措置の適用対象者は、贈与者が父母や祖父母といった直系尊属であり、受贈者が30歳未満の子や孫などです。しかし、受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この特例の適用を受けることが出来ません。また、30歳以上でも学校等に在学している場合は、最長40歳に達するまで延長できます。

非課税となる教育資金の非課税限度額は、学校等に支払われる入学金や授業料その他の金銭の場合は、受贈者1人につき1,500万円、学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの場合は、受贈者1人につき500万円となっています。

受贈者は、この特例の適用を受けようとする旨を記載した非課税申告書を、金融機関を経由し、受贈者の納税地の税務署長に提出する必要があります。

〈参考リンク〉 [直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税〔国税庁〕](#)

(5) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置とは、父母や祖父母などの直系尊属が20歳以上50歳未満の子や孫などの受贈者（前年の合計所得金額1,000万円以下）に対して、結婚・子育て資金にあてるために金銭等を贈与し、金融機関に信託等した場合には、一定額の贈与税が非課税となるものであり、対象期間は2015年4月1日から2021年3月31日までとなっています。具体的には、結婚に際して支出する婚礼、住居・引越しに要する費用のうち一定のものや、妊娠・出産に要する費用、子の医療費・子の保育料のうち一定のものなどです。非課税となる限度額は、受贈者1人につき1,000万円、結婚費用については300万円となっています。なお、この特例の適用を受けるためには、受贈者は、この特例の適用を受けようとする旨を記載した非課税申告書を、金融機関を経由し、受贈者の納税地の税務署長に提出する必要があります。

〈参考リンク〉 [直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税〔国税庁〕](#)

第5節 財産の評価

相続税や贈与税を計算するためには、財産の価格が必要となります。そこで、どのようにして財産を評価すればよいのかという問題が生じます。ここでは宅地の評価や株式、ゴルフ会員権、生命保険などの評価について説明します。

1. 宅地の評価

宅地とは、建物の敷地として用いられる土地のことです。宅地の評価は、一画地つまり利用単位ごとに評価します。宅地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があります。

路線価方式とは、宅地が面する道路ごとに付された1㎡あたりの価額(路線価)に宅地の面積(地積)を掛けて、宅地の評価額を計算する方法であり、市街地にある宅地の評価方法です。

それに対して、倍率方式とは、宅地の固定資産税評価額に、国税局長が定めた一定割合を掛けて、宅地の評価額を計算する方法です。倍率方式は、市街地以外で路線価が定められていない郊外地や農村部などにある宅地の評価方法です。

なお、宅地の評価は、宅地を自用地、借地権、貸宅地、貸家建付地に分類して行います。

(1) 自用地の評価

自用地とは、土地の所有者が自分のために使用している土地のことです。自用地の評価を路線価方式で計算する場合は、路線価に奥行価格補正率を掛けて、評価額の補正を行います。式であらわすと、以下ようになります。

$$\text{評価額} = \text{路線価} \times \text{奥行価格補正率} \times \text{地積}$$

(2) 借地権の評価

借地権とは、宅地に借地権が設定されている場合の土地の賃借権のことです。例えば、BさんがAさんから土地を借りている場合のBさんの権利のことを借地権といいます。借地権の評価は、自用地の評価額をもとにして、以下の式で行います。

$$\text{評価額} = \text{自用地評価額} \times \text{借地権割合}$$

(3) 貸宅地の評価

貸宅地とは、借地権が設定されている宅地のことです。例えば、AさんがBさんに土地を貸している場合のAさんの権利のことを貸宅地といいます。貸宅地の評価は、自用地の評価額をもとにして、以下の式で行います。

$$\text{評価額} = \text{自用地評価額} \times (1 - \text{借地権割合})$$

(4) 貸家建付地

貸家建付地とは、自分の宅地にアパートなどを建てて、他人に貸している場合の宅地のことです。貸家建付地の評価は、自用地の評価額をもとにして、以下の式で行います。

$$\text{評価額} = \text{自用地評価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$$

〈参考リンク〉 [土地家屋の評価〔国税庁〕](#)

2. 小規模宅地等の評価減の特例

小規模宅地等の評価減の特例とは、一定の要件を満たした宅地について、通常の評価額から一定割合の評価減を受けることができるという特例のことです。この特例の目的は、被相続人の居住用や事業用であった宅地に高額な相続税を課した場合、被相続人が死亡してしまったり、相続人が居住したり、事業を引き継ぐことができなくなってしまうので、それを防ぐためです。

この特例の限度面積と減額割合は、居住用で特定居住用宅地等の場合、限度面積が 330 m²、減額割合が 80%です。特定居住用宅地等とは、配偶者が取得した場合や同居親族が取得した場合などのことです。また、事業用で特定事業用宅地等の場合、限度面積が 400 m²、減額割合が 80%です。特定事業用宅地等とは、取得した人が申告期限まで事業を引き継いだ場合などのことです。なお、事業用で貸付事業用宅地等の場合、限度面積が 200 m²、減額割合が 50%となっています。

なお、この特例を利用する場合は、特例を適用した場合の相続税額がゼロとなる場合でも、相続税の申告書の提出が必要となります。また、この特例は、あくまで相続税のみの特例であって、贈与税にこの特例はありません。

〈参考リンク〉 [小規模宅地等の特例〔国税庁〕](#)

3. その他の財産の評価

(1) 家屋の評価

家屋の評価は、自用家屋と貸家とで異なります。自用家屋とは、自分が居住している家屋のことであり、以下の公式にもとづいて評価を行います。

$$\text{自用家屋} = \text{固定資産税評価額} \times 1.0$$

つまり、自用家屋の場合、固定資産税評価額がそのまま適用されることとなります。それに対して貸家つまり他人に貸している家屋の場合は、以下の公式にもとづいて評価を行います。

$$\text{貸家の評価額} = \text{固定資産税評価額} \times (1 - \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$$

(2) 株式の評価

株式の評価は、当該株式が上場株式か非上場株式かで異なります。

① 上場株式

上場株式は、以下の4つの中から最も低い金額で評価します。

- ・ 課税時期(相続開始時)の終値
- ・ 課税時期の属する月の毎日の終値の平均
- ・ 課税時期の属する月の前月の毎日の終値の平均
- ・ 課税時期の属する月の前々月の毎日の終値の平均

〈参考リンク〉 [上場株式の評価〔国税庁〕](#)

② 非上場株式

非上場株式、つまり、取引相場のない株式については、類似業種比準方式、純資産価額方式、配当還元方式の3つの評価方法があります。類似業種比準方式とは、上場している類似業種企業の株価をもとにして、配当、利益、純資産の3つの要素を加味して評価額を算定する方法です。純資産価額方式とは、その会社の純資産額を相続税評価額(時価)で評価して、それを発行済株式数で割ることによって、1株あたりの評価額を算定する方法です。配当還元方式とは、その会社の直前2期間の配当金額をもとに評価額を算定する方法です。

この3つの方法のうち、類似業種比準方式、純資産価額方式の2つが原則的評価方式とされており、配当還元方式は特例的評価方法とされています。なお、どの評価方法で算定するかは、会社の規模や取得者によって異なります。

〈参考リンク〉 [取引相場のない株式の評価〔国税庁〕](#)

(3) ゴルフ会員権の評価

ゴルフ会員権の評価は、以下の計算式で行います。

$$\text{評価額} = \text{通常の取引価額} \times 70\%$$

〈参考リンク〉 [ゴルフ会員権の評価〔国税庁〕](#)

(4) 生命保険契約に関する権利の評価

生命保険契約に関する権利の評価は、以下の計算式で行います。

$$\text{評価額} = \text{解約返戻金相当額}$$

〈参考リンク〉 [生命保険契約に関する権利の評価〔国税庁〕](#)

(5) 定期預金の評価額

定期預金の評価は、以下の計算式で行います。

$$\text{評価額} = \text{預入残高} + (\text{既経過利息} - \text{源泉徴収税額})$$